

# 徳島県企業局ダム水源地サポート事業補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、徳島県企業局の主要事業である水力発電事業に係る県営発電所またはダム（以下、「県営発電所等」という。）が所在する町及びその水源地域において、県営電気事業又は施設のPRにつながり、かつ、地域の活力や魅力づくり等を推進する活動及び環境保全に向けた活動を支援することにより、当該地域の振興に資するとともに、県営電気事業に一層の理解と協力を得ることを目的として、予算の範囲内で、徳島県企業局長（以下「局長」という。）が補助金を交付するものとする。また、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）の例によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次のとおりとする。

- (1) 那賀郡那賀町、勝浦郡勝浦町、勝浦郡上勝町、海部郡美波町
  - (2) 上記の町で活動する法人（第3セクター、民間企業、特定非営利活動法人等）、任意団体（ボランティア団体等）及び小・中学校等
- ただし、該当地域町役場の協賛、後援等の支援が得られることを条件とする。

## (補助事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（ソフト事業に限る。）は、県営発電所等が所在する町及びその水源地域（美波町については赤松地区に限る）で実施される、次に掲げる事業とする。

### I型

- (1) 水源地域におけるイベント等の実施により、地域の活性化又は交流人口の拡大を図る事業

### II型

- (1) ダム及び河川の保全に寄与する事業
- (2) 自然エネルギー及び環境保全学習を通して、次世代を担う人材育成を推進する環境教育事業

## (補助金の交付の条件)

第4条 規則第5条第1項各号に掲げる事項は、補助金交付の決定の条件となる。

2 補助対象経費には、次の経費を含まないものとする。

- (1) 国又は県から補助又は委託を受けている事業に要する経費
- (2) 用地、建物の取得に要する経費
- (3) 設備、備品の購入（書籍等の一品の価額が10,000円未満の備品を除く。）に要する経費
- (4) 施設の維持管理に要する経費
- (5) 計画の策定に要する経費
- (6) 報償費（講師等の謝金を除く。）、旅費（講師等の費用弁償を除く。）、食糧費及び補助事業者の人件費

(7) 使途の定まっていない活動に対する補助金等

3 事業実施にあたっては、ポスター、ちらし等に「徳島県企業局ダム水源地サポート事業」の補助を受けている旨を明記するとともに、開催時等において「徳島県企業局ダム水源地サポート事業」の補助を受けている旨の紹介を行うこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費から寄付金その他の収入額を控除した額とする。ただし、Ⅰ型については80万円を、Ⅱ型については50万円を限度とし、1,000円未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条の補助金の交付申請は、様式第1号による。

2 前項の補助金交付申請書の提出時期は、局長が別に定める。

3 規則第3条の局長が定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 申請者の組織に関する資料（定款、寄付行為、団体の規約等）
- (4) その他局長が必要と認める書類

(補助金交付の決定)

第7条 局長は、第6条の規定による補助金の交付申請について「徳島県企業局ダム水源地サポート事業審査委員会」による書類審査を経て、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、補助事業者に通知する。

(軽微な変更)

第8条 規則第5条第1項第1号の規定による軽微な変更は、補助事業費の概ね20%以内のものとする。

2 規則第5条第1項第2号の規定による軽微な変更は、補助事業の目的を損なわない事業計画の細部の変更とする。

(変更の承認の申請等)

第9条 規則第5条第1項第1号から第3号までの規定による局長の承認を受けようとする者は、補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を局長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 変更（中止・廃止）事業計画書（様式第5号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他局長が必要と認める書類

3 規則第5条第1項第4号の規定による局長への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を添えて局長に報告しなければならない。

(実績報告書)

第10条 規則第11条の実績報告書は、様式第6号による。

2 規則第11条の局長の定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第7号）
- (2) 収支精算書（様式第8号）
- (3) 当該補助金の使途に関する領収書
- (4) 事業実績に係る資料
- (5) その他局長が必要と認める書類

3 規則第11条の規定による実績報告は、補助事業の完了の日もしくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった年度の3月31日のいずれか早い期日までにしなければならない。

#### （補助金の請求）

第11条 規則第12条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書（様式第9号）に当該通知に係る通知書の写しを添えて局長に補助金の請求をしなければならない。

#### （補助金の支払）

第12条 局長は、補助事業者に対し、補助金請求書等を受理した後に、補助金を支払うものとする。

#### （補助金の概算払）

第13条 局長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、徳島県企業局財務規程第42条に基づき、補助事業者に対し、補助金の全部又は一部を概算払により交付することがある。

2 補助事業者は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、第11条の補助金請求書に次に掲げる書類を添えて局長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付決定通知書の写し
- (2) 概算払を受けようとする理由書

#### （書類の保管）

第14条 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

#### （その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項については、局長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成18年6月21日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成22年5月17日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。